

平成27年6月議会

60歳代が参加できる老人クラブに

以前、老人クラブの活性化について質問しました。一部は改善された面はあるようですが根本的な解決に至っていません。村は敬老センターで様々な支援を行っていますが、新規会員となる60歳代に興味を持てるものがなく、老人クラブに入るメリットが感じられないようです。まだ老人と言うにはほど遠い60歳代にとってメリットが感じられるのは温泉です。老人クラブ会員を対象にした割引券を販売したらどうかと考えます。その他、敬老センターで60歳代が関心をもてることを計画することが必要ではないでしょうか。検討をお願いします。

答弁者 村長

活性化に向けて有効な手段を提案したい

近年の老人クラブ入会者や、例会への参加者が減少していることについては、大変残念なことではありますが、老人クラブは、任意団体として地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であると認識しており、村にとって老人クラブが高齢者を見守るネットワークの担い手になるなど、その活動に対して大いに期待をしています。このため、老人クラブ員の加入促進とクラブの活性化に向けて、村では、各単位クラブや老人クラブ連合会の活動を支援するための補助金や、例会時等の送迎バスの運行、例会の開催時を中心として、老人クラブ会員の方々の生活や健康の相談に応じるとともに、機能回復訓練の実施指導、各種研修会や講習会、趣味・娯楽のための便宜を供与し、あわせて健康の維持増進のためにふれあい温泉も無料でご利用いただいています。こうした老人クラブへの支援を従来から実施しており、クラブ員の皆様には、ある程度のご理解をいただいていることと考えていますので、温泉使用料の割引等の新たな支援は今のところ考えていませんが、今後の検討課題の一つとします。老人クラブの活性化には、時代に即した魅力ある組織となるようクラブ員の皆様のご協力が大変重要と考えます。皆様からの話を聞きクラブの活性化に向けて、有効な手段を提案したいと考えています。

飛島学園の熱中症対策は十分か

温暖化による異常気象のためか、今年は5月や6月に30度を超える日が続いています。昨今は夏場に35度を超える暑い日が続くことが珍しくありません。以前には考えられない気温です。子供の生活環境も変化し、エアコンのある生活に慣れてしまっているせいも、スポーツ大会などでゲーム中に熱中症と思われる症状で動けなくなり救急車で運ばれる生徒を毎年のように目にします。飛島学園で野外のクラブ活動などで熱中症対策は十分かお尋ねします。

答弁者 村長

ソフト、ハードの両面で万全を期します

この数年、温暖化のせいも、夏場だけでなく、春から秋にかけて長い期間にわたって熱中症の心配をしなくてはなくなりました。とりわけ中学生の部活動は夏休みに多くの大会が計画されており、熱中症対策をとりつつ活動を続けています。まず、指導面ですが、第一に先生が生徒一人一人の状態をよく見て指導するようにしています。開始時と終了時に必ず健康観察を行っています。第二に、練習時間を短く区切り、20分から45分をごとに休憩を入れ、こまめに水分を補給するようにしています。第三に、真昼の一番暑い時をできるだけ避けて練習しています。第四に、保健室にエアコンを入れ、体調不良の生徒に対してすぐに対応できるようにしています。また、冷蔵庫には経口補水液を常備しています。第五に、日頃から生徒に対して保健指導として、熱中症予防指導を行っています。次に、施設・設備面ですが、24年度にソフトボール場、野球場のベンチの屋根を改修するとともに、サッカーコートに二箇所の屋根付ベンチを、また、運動場北東にパーゴラを設置し、運動

場の各部活動に使用できるよう整備しました。

今後もソフト面・ハード面の両面から充実をはかり、万全を期していきたいと考えています。

学園の通学路は安全か

道路交通法が改正され自転車の罰則が強化されました。

しかし、飛島学園の生徒が歩道を自転車で通学するのを目にします。

学園近くでは必然的に歩道を歩く子供も多くなっています。

そのためか自転車で時折歩道から田んぼに落ちる生徒がいると聞きます。

この場所は比較的道路と田んぼの落差がありケガが心配されます。

飛島は意外と朝夕の交通量も多く自転車が歩道を走る方が安全とは思いますが交通違反ではないか気がかりです。

よって、法令に基づいて自転車通学の安全を確保する必要があるのではないかとお尋ねします。

答弁者 村長

状況に応じた安全対策を検討する

自転車が通行する場所は原則「車道」とされていますが、標識等により自転車の歩道通行を許可している時、運転者が13歳未満若しくは70歳以上、又は身体に障害を負っている場合、安全のためやむを得ない場合、歩道を通行することができます。

本村の通学路の整備については外側線外側を着色するとともに車道との間に道路鋸を設置し、児童には着色部を使用し通学、通過車両には児童が歩行通学する範囲として視認しやすいように整備をしました。

また、自転車通学をする生徒は進行方向車道左側を一列で通行するよう指導していますが、車道通行の折、危険を感じた場合はこの限りでなく路側帯を利用し、自己の安全を確保しつつ、歩行者の妨げとならない利用を促しています。学園付近の路線によっては、歩車道ブロックを設置し、車道との完全分離が整備された路線もありますが、自転車通行は車道左側を通行することとされています。

しかし、地域性、歩道利用の歩行者の数等、市内で見受けられるような、多数の歩行者が歩道を利用している実態と相違しているため、地域特性として歩道内を通行することが自転車の安全確保に有効と考えますので、歩道を通行する場合は、歩行者の進行を妨げない利用形態であれば通行可能と考えています。